

令和2年度における 実地指導等について

令和2年5月31日

岐阜市 福祉部 指導監査課

■内容

- I 指導及び監査について
- II 令和元年度（平成31年度）の实地指導状況について
- III 全国の指定取消状況等
- IV 令和2年度の实地指導について

I 指導及び監査について

指導とは？

■方針

- ・ 自立支援給付対象サービス等の取扱いの確認
- ・ 自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項の確認

■形態

集団指導 ⇒ 【講習方式で実施します。】

実地指導 ⇒ 【面談方式で実施します。】

■指導の目的

「サービスの質の確保」 「自立支援給付の適正化」を図ることが目的です。

監査とは？

■ 目的

- サービス提供や自立支援給付請求の不正や著しい不当の疑い発生した時に、
⇒ 事実関係を把握し、「公正」かつ「適切」な措置を実施します。

■ 監査のきっかけ

- 要確認情報（通報、苦情、相談等）
- 実地指導で確認した情報

■ 監査方法は？

- 報告、帳簿書類の提出・提示命令
- 出頭要請
- 職員による関係者への質問
- 実地検査（事業所等での設備・帳簿書類その他の物件の検査）

指導・監査の流れ、関係は？

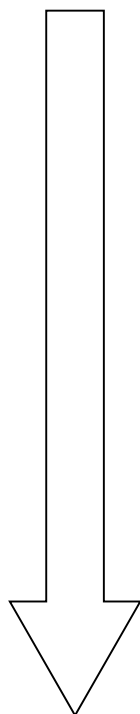
■ 実地検査 ⇒ 改善報告書

■ 改善勧告

・ 過誤調整又は返還金の徴収

【行政指導の範囲です。】

公表 →



■ 改善命令・公示

■ 指定の効力の全部又は一部停止

■ 指定の取消し

・ 返還金＋加算金

【行政処分となります。】

「指定基準違反・不正請求等」に対しては監査を実施して
行政指導・処分を受ける結果となります。

Ⅱ 令和元年度（平成31年度）の実地指導状況について

■実地指導実施件数 【障害福祉サービス事業】

事業名	件数	事業名	件数
居宅介護	25	就労定着支援	2
重度訪問介護	21	短期入所	12
同行援護	4	共同生活援助	12
療養介護	1	障害者支援施設	1
生活介護	5	入所支援	1
自立訓練	2	一般相談支援	4
就労移行支援	6	特定相談支援	13
就労継続支援(A型)	7	障害児相談支援	11
就労継続支援(B型)	8	合計	135

■実地指導実施件数 【地域生活支援事業】

事業名	件数	事業名	件数
移動支援	12	訪問入浴サービス	1
地域活動支援センター	1	日中一時支援	8
		合計	22

■実地指導実施件数 【障害福祉サービス事業】

事業名	件数	事業名	件数
児童発達支援(センター)	2	児童発達支援(センター外)	16
医療型児童発達支援	2	放課後等デイサービス	38
居宅訪問型児童発達支援	0	保育所等訪問支援	4
		合計	62

■実地指導における主な指摘事項

- ① 防災対策が不十分
 - 1 備品類等の転倒防止及び安全対策不十分
 - 2 避難訓練の未実施、記録が不十分
 - 3 避難確保計画が未作成

- ② 事業運営に必要な書類等の整備が不十分
 - 1 勤務表の記載内容が不十分

- ③ 事業所内に運営規程の概要等が未掲示

- ④ 各種加算に係る必要書類等が不十分
 - 1 加算の算定根拠となる記録が不十分

①—1 備品類等の転倒防止及び安全対策不十分

大規模震災等に備えて備品類について確実な転倒防止をお願いします。

また、他の安全対策、避難経路上に避難の妨げとなるものを置かないことなども注意願います。

①—2 避難訓練の未実施、記録が不十分

非常時の避難体制について計画し、避難訓練を実施の上、記録を残してください。

①—3 避難確保計画が未作成

*平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在する「要配慮者利用施設」の所有者又は管理者は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されています。

避難確保計画が未作成の場合は？⇒避難確保計画は障がい福祉課へ提出が必要

<避難確保計画のひな形の掲載箇所>

岐阜市ホームページ内 都市防災政策課

⇒要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

②—1 勤務表の記載内容が不十分

勤務表について、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にし、月ごとに勤務表を作成してください。【障害福祉条例第71条及びその準用規定】

③ 事業所内に運営規程の概要等が未掲示

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等、利用者のサービス選択に資すると認められる重要な事項について掲示することが、事業ごとの条例、基準、要綱等に定められておりますので掲示を忘れずをお願いします。

④—1 各種加算に係る必要書類等が不十分

各種加算について、要件、必要書類等が定められていますので今一度確認をお願いいたします。例えば、就労継続支援B型等における欠席時対応加算については、要件の確認とともに、下票のような記載をお願いしております。

《欠席時対応連絡票の様式例》

受付：平成 年 月 日 時	対応者：	利用者：
連絡者：本人・家族（ ）・（ ）		連絡方法：電話・（ ）
欠席日：平成 年 月 日 欠席の理由（利用者の状況）：		
相談支援内容：		
次回通所予定日：平成 年 月 日	確認欄	

Ⅲ 全国の指定取消状況等

指定取消における、その原因となった理由は以下のとおりです。

理由	
人員基準違反	虚偽答弁
運営基準違反	不正の手段による指定
不正請求	他法令違反
虚偽報告	不正不当行為

指定取消の主な事例①

- ・ 障害福祉サービスを利用者に提供していないにも関わらず、提供したとして、虚偽の書類を作成し、それに基づき、介護給付費等を不正に請求した。
- ・ 減算が必要であるにも関わらず、減算しないで介護給付費等を不正に請求した。
- ・ 同居家族にサービスを提供し、介護給付費を不正に請求した。
- ・ 無資格の従業員によるサービス提供について、介護給付費等を不正に請求した。

指定取消の主な事例②

- ・ 実際には配置見込みのない者を従業者として記載し、指定申請を行った。
- ・ 監査において、虚偽の報告書を提示し、また、虚偽の答弁を行った。
- ・ 監査において、虚偽の答弁を行い、監査中に書類を破棄し監査妨害を行った。
- ・ 介護保険法の違反（介護保険法による指定取消処分）のあった事業所において一体的に提供している障害福祉サービスについても指定取消された。

IV 令和2年度の実地指導について

■ 令和2年度の実地指導の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、令和2年度の実地指導の開始が例年より後倒しとなっているところですが、コロナウイルス感染症の収束状況を踏まえて適切な時期より、感染症予防対策を講じながら（マスク着用等の物理的な予防対策、資料の確認方法の見直し等実施方法の工夫）、実地指導を開始する予定です。

具体的な実施の詳細については、後日あらためて通知いたしますので、ご理解・ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、令和2年度は、昨年度指摘が多かった項目を参考にして、以下の項目について重点的に実地指導を行う予定です。よろしくお願いいたします。

■ 令和2年度 重点事項

【障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業】

(※ただし、事業によって必要な事項のみ)

- 1 防災対策の充実及び推進に取り組まれているか。
- 2 事業運営に必要な書類、諸規程等は適切に整備されているか。
- 3 報酬請求等は適正に行われているか。
- 4 利用者の事故・虐待防止及び安全確保対策は講じられているか。

【障害児通所支援事業】

- 1 防災対策の充実及び推進に取り組まれているか。
- 2 報酬請求等は適正に行われているか。
- 3 事業運営に必要な書類、諸規程等は適切に整備されているか。
- 4 利用者の事故・虐待防止及び安全確保対策は講じられているか。

連絡事項

○障害児通所支援について

平成31年4月1日より指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限が中核市（岐阜市）へ移譲されております。

昨年度から以下のサービスについても、人員・設備・運営基準・報酬等に関する実地指導を実施しておりますので、ご対応をお願いいたします。

追加となった対象サービス

児童発達支援

医療型児童発達支援

放課後デイサービス

居宅訪問型児童発達支援

保育所等訪問支援